中津市地域包括支援センター三光園　指定介護予防支援事業所　運営規程

（目的）

第１条　医療法人　三光会（以下「本会」という。）が開設する指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員等が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の介護支援専門員等は、利用者が要支援状態等にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう、公平中立な介護予防支援を行う。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名称　　中津市地域包括支援センター三光園

二　所在地　大分県中津市大字永添９３３番地１

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一　管理者（常勤兼任１名）

管理者は、本会理事長（以下「理事長」という。）の命を受けて事業所の従事者の管理及び業務の管理を行う。

二　看護師（常勤専任２名）

看護師は、地域包括支援センター業務の一般介護予防業務を中心として、介護予防支援の提供に当たる。

三　社会福祉士（常勤専任１名）

社会福祉士は、地域包括支援センター業務の総合相談支援及び権利擁護業務を中心として、介護予防支援の提供に当たる。

四　主任介護支援専門員（常勤兼任１名）

主任介護支援専門員は、地域包括支援センター業務の包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を中心として、介護予防支援の提供に当たる。

五　介護支援専門員（常勤専任１名）

介護支援専門員は、介護予防ケアマネジメント業務を中心として、介護予防支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一　営業日　　月曜日から土曜日までとする。ただし、１２月３１日から１月３日及び天災その他やむを得ず業務のできない日を除く。

二　営業時間　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。ただし、電話等により２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（内容及び手続きの説明及び同意）

第６条　本会は、介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

２　本会は、指定介護予防支援の提供開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画書が、利用者の意向を基本として作成されるものであること等について説明を行い、理解を得るものとする。

（指定介護予防支援の利用申し込み及び支援の決定）

第７条　指定介護予防支援を利用しようとする者は、本会理事長へ利用の意思を申し出るものとする。理事長は、利用の意志を確認後速やかに支援の要否を決定し、通知するものとする。

（要支援認定の申請等に係る援助）

第８条　事業所の職員は、被保険者の要支援認定等に係る申請に対して、利用者の意志を踏まえ、必要な協力を行うものとする。

２　事業所の職員は、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には、利用者の意志を踏まえて、速やかに申請が行われるよう、利用申込者を援助するものとする。

（介護予防支援の提供方法及び内容）

第９条　事業所の職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平に利用者及びその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとする。

２　事業所の職員は、介護予防サービス計画作成に当たっては利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接を行うものとする。その際、面接の趣旨を十分に利用者及びその家族に対し説明し、理解を得るものとする。

３　事業所の職員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された課題に基づき、当該地域における介護予防給付等対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ介護予防サービス計画を作成するものとする。

４　事業所の職員は、介護予防サービス計画に位置づけられたサービスを、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者に対し、文書により同意を得るものとする。

５　事業所の職員は、介護予防サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービスの実施状況の把握を行うとともに、利用者についての課題の把握を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更及び指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

６　事業所の職員は、上記の把握を行うため、介護予防サービス実施後３ヶ月に１回以上、利用者を訪問等するものとする。

７　事業所の職員は、利用者がその居宅においてサービスの提供を受け続けることが困難になったと認める場合及び利用者が介護保険施設等への入所又は入院を希望する場合には介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

８　事業所の職員は、介護保険施設等から退院又は退所をしようとする要支援者等から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

９　事業所の職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て、主治の医師又は歯科医師（以下「主治医等」という。）の意見を求めるものとする。

１０　事業所の職員は、介護予防サービス計画、介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーションその他医療サービスを位置づける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治医等の指示がある場合に限り行うものとする。医療サービス以外のサービスについて、主治医等の医学的観点からの留意事項が示されている場合には、それを尊重して行うものとする。

１１　事業所の職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会の意見又は指定されたサービスの種類について記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿った介護予防サービス計画を作成するものとする。

１２　事業所の職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的にサービス利用が行われるよう努めるものとする。

１３　事業所の職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外にも市町村の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防サービス計画上に位置づけるなど努めるものとする。

１４　事業所の職員は、一部の福祉用具に係る、福祉用具貸与又は、特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデミリットを含め、利用者等への十分な説明と多職種（医師や専門職等）の意見や利用者の身体状況等を踏まえた提案が行われるものとする。

（介護予防支援の委託）

第１０条　本会は、介護予防支援業務の一部を、適切な事業運営が認められる指定居宅介護支援事業者に、必要に応じて委託することができる。

２　本会は、介護予防支援業務の一部を委託する場合、指定居宅介護支援事業者と業務内容等を記載した契約の締結を行うものとする。

（利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付）

第１１条　本会は、利用者からの申し出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付するものとする。

（指定介護予防支援の利用料等及び支払の方法）

第１２条　指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、無料とする。

２　第９条の通常の事業の介護予防支援に要した交通費は、無料とする。

（通常事業の実施地域）

第１３条　通常の業務の実施地域は、小楠・鶴居・三保・和田校区、沖代校区（沖代町１丁目の一部、金手の一部、下万田北の一部）、豊田校区（中殿町４丁目の一部）の区域とする。ただし、通常事業の実施地域外からの利用も可能とする。

（虐待防止のための措置）

第１４条　事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

一　虐待の防止に関する責任者の選定

二　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

三　その他虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針の整備等含む）

四　相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく、介護職員等も利用できること

２　利用者又は、他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならず、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

３　事業所は、サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

（秘密保持）

第１５条　従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

２　事業所は従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を従事者との雇用契約の内容とする。

３　事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には、利用者又は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

（苦情・ハラスメント処理）

第１６条　事業所は、提供した指定介護予防支援に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに、迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置の他、必要な処理を講ずるものとする。

（損害賠償）

第１７条　理事長は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（事業継続計画）

第１８条　業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定介護予防支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い、支援センター職員等に対して、必要な研修及び訓練を実施する。

第１９条　感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議体において、その対策を協議し、対応指針等を作成し掲示等行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

（その他）

第２０条　事業所の職員は、その勤務中、常に身分を証明する証票を携帯し、初回訪問時及び利用者から求められた場合には、これを提示するもとする。

２　事業所は、この事業を行うため、ケース記録、支援決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。

３　この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附則

この規程は平成２４年１月１６日から施行する。
この規程は平成２６年９月１６日から施行する。
この規程は平成２６年１１月１６日から施行する。
この規程は平成２７年７月１６日から施行する。
この規程は平成２７年１１月１日から施行する。
この規程は平成２８年４月１日から施行する。
この規程は平成２８年６月１日から施行する。
この規程は平成２８年９月１６日から施行する。
この規程は平成２９年４月１日から施行する。
この規程は平成２９年８月１日から施行する。
この規程は平成３０年２月１日から施行する。
この規程は平成３１年３月１日から施行する。
この規程は、令和元年６月１６日から施行する。
この規程は令和元年１０月１６日から施行する。
この規程は令和元年１１月１６日から施行する。
この規程は令和２年４月１日から施行する。
この規程は令和３年４月１日から施行する。
この規程は令和３年７月１６日から施行する。
この規程は令和５年４月１６日から施行する。
この規程は令和６年４月１日から施行する。
この規程は令和７年４月１日から施行する。
この規程は令和７年７月１日から施行する。

「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント」

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
（事業所番号　４４００３０００３６　）

◇◆　目　次　◆◇

１．事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・２ページ
２．事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・２ページ
３．事業実施地域及び営業時間等・・・・・・２ページ
４．職員の体制・・・・・・・・・・・・・・・３ページ
５．提供するサービスと利用料金・・・・３～４ページ
６．サービスの利用に関する留意事項・・４～５ページ
７．損害賠償・・・・・・・・・・・・・・・・６ページ
８．虐待防止のための措置・・・・・・・・・６ページ
９．個人情報・・・・・・・・・・・・・・・・６ページ
10．緊急時の対応方法・・・・・・・・・・・６ページ
11．苦情及びハラスメントの受付について・・６ページ
12．医療と介護の連携の強化について・・・・６ページ

令和８年６月１日改訂

医療法人　三光会
中津市地域包括支援センター三光園

１．事業者

（１）法　人　名	医療法人　三光会
（２）法人所在地	大分県中津市中央町１丁目３番５４号
（３）電 話 番 号	０９７９－２４－６０６０
（４）代　表　者	松永　光史
（５）設 立 年 月	平成４年１０月８日

２．事業所の概要

（１）事 業 所 名	中津市地域包括支援センター三光園
（２）事業所の所在地	大分県中津市大字永添９３３番地１
（３）管　理　者	相良　愛子
（４）電 話 番 号	０９７９－５３－９８２０
（５）ＦＡＸ番号	０９７９－２７－１３３０
（６）事業所指定番号	４４００３０００３６
（７）事業の目的	利用者の身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目指し、自立保持を目的とします。
（８）事業所の運営方針	利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮し、利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。 また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
（８）開設年月日	平成２１年４月１日

３．事業実施地域及び営業時間

（１）実 施 地 域	小楠・鶴居・三保・和田校区・沖代校区（沖代１丁目の一部・金手の一部・下万田北の一部）・豊田校区（中殿町４丁目の一部）の区域。但し、通常事業の実施地域以外からの利用も可能とする。
（２）事業所の営業日	月曜日から土曜日までを開設日とする。但し、１２月３１日から１月３日及びその他やむを得ず業務のできない日を除く。
（３）事業所の営業時間	８時３０分から１７時３０分までを基本とする。但し、電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。 連絡先０９７９－５３－９８２０（夜間休日は転送）

４．職員の体制［主な職員の配置状況］

中津市地域包括支援センター三光園

職種	常勤専任	常勤兼任	非常勤専任	職務内容
管理者	―	１名	―	業務統括・苦情相談
看護師	２名	―	―	総合相談 介護予防支援 介護予防ケアマネジメント
社会福祉士	１名	―	―	
主任介護支援専門員	―	１名	―	
介護支援専門員	１名	―	―	
庶務・その他	―	―	―	会計・庶務・その他

＊業務等により、職員数が変動することがあります。

５．提供するサービスと利用料金

中津市地域包括支援センター三光園（以下「支援センター」という。）では、次のサービスを提供します。

［サービス内容］＊契約書第４～５条参照

（１） サービス計画の作成

① 利用者の居宅を訪問し、利用者等と面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

② 当該地域におけるサービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公正かつ適正に利用者等に提供し、利用者等にサービスの選択を求めます。

③ 提供されるサービスの目標、目標の達成時期、サービス提供上の留意点等を明記したサービス計画の原案を作成します。

④ 上記原案に位置づけたサービス等について、介護予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業の対象となるか否かを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者等に説明し、文書または、電磁的な対応による同意を受けます。

⑤ その他、サービス計画の作成に関する必要な支援を行います。

（２）サービス計画作成後の援助

① 利用者等と継続的に連絡を取り、経過を把握します。

② サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、サービス事業者等と連絡調整を行います。

③ サービス計画の目標の達成状況等について定期的に評価をし、その結果を記録します。

④ 利用者等の状態変化等に応じて、サービス計画の変更、要支援認定等（区分変更）申請の支援、基本チェックリスト実施等の必要な支援を行います。

⑤ 支援センターは、利用者がその居宅において、日常生活を営むことが困難になったと認められる場合、又は利用者が施設への入居を希望した場合は、利用者が入居できる施設の紹介その他の支援を行います。

［利用料金］

（１）料金

サービス計画に関するサービス利用料金について、支援センターが法律の規定に基づいて、介護保険制度からサービス利用料金を受領する場合（法定代理受領）、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、支援センターが介護保険制度からサービス利用料金を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払下さい。

基本料金（介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費）	４，４２０円／月
初回加算	３，０００円／月
委託連携加算	３，０００円／月
アウトリーチ等加算（介護予防ケアマネジメントＢのみ）	３，０００円／月
リハビリテーション専門職連携等加算（介護予防ケアマネジメントＢのみ）	３，０００円／月
機能改善・社会参加促進加算（介護予防ケアマネジメントＢのみ）	３，０００円／月
生活機能維持加算（介護予防ケアマネジメントＢのみ）	３，０００円／月
介護職員等処遇改善加算	2.1%

＊契約書第７条参照

６．サービスの利用に関する留意事項

（１）サービスの委託（契約書第８条参照）

当該サービスについては、基本的に支援センターにおいて行いますが、一部「（特定の）指定居宅介護支援事業者」（以下「委託事業者」という。）に委託する場合もあります。

支援センターの委託事業者は５ページの表【委託事業者一覧】の通りです。

（２）支援センター又は委託事業者の担当職員の選任（契約書第３条及び第９条参照）

サービス提供時に、『支援センターの保健師、看護師、(主任)介護支援専門員、社会福祉士又は社会福祉主事等（以下「支援センター職員」という。）又は委託事業者の介護支援専門員（以下「担当」という。）を選任し、利用者にその氏名を通知し、適切な業務の遂行に努めます。

（３）担当の交替

①支援センター及び委託事業者からの申し出

支援センター及び委託事業者の都合により、担当を交替することがあります。

担当の交替をする場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②利用者からの申し出

選任された担当の交替を希望する場合には、当該担当が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、支援センター及び委託事業者に対して担当の交替を申し出ることができます。但し、利用者から特定の担当の指名はできません。

（４）公正中立なケアマネジメントの確保

介護予防サービス計画の作成にあたり、支援センター及び委託事業者に対して、利用者はサービス計画に位置付ける介護予防サービス事業者について、「１．複数の事業者等の紹介を求めること」「２．当該事業者等をサービス計画に位置付けた理由を求めること」が、可能であること、の説明を行います。

（５）衛生管理について

感染症の発生及びまん延防止に努め、必要な措置を講じます。

（６）業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定介護予防支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い支援センター職員等に対して、必要な研修及び訓練を実施します。

（７）サービス実施時の留意事項

①ペットについて

支援センターの職員が適切な業務を行うためにも、訪問中はペットにリードを付けていただくか、ゲージや居室以外の部屋へ保護する等の配慮をお願いします。職員がペットに咬まれる等の被害があった場合は、治療費や物品破損等の代金支払い等のご相談をさせていただきます。

②ハラスメントについて

各種ハラスメントについてはその防止や発生した場合の適切な対応を行います。また、付属文書においても規定します。

（８）一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

福祉用具貸与又は、特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め、利用者等への十分な説明と多職種（医師や専門職等）の意見や利用者の身体状況等を踏まえた提案を行います。

【委託事業者一覧】※委託事業者の介護支援専門員は「業務を委託した証」となるものを持参し、利用者等に提示することとしています。

NO	委託事業者名称	所在地	電話番号
1	介護保険相談センター三光園	中津市大字永添９３３番地１	0979-26-0267
2	かわしま介護保険サービスセンター	中津市大字下池永９３番地１３	0979-24-2423
3	ハッピーライフ居宅介護支援事業所	中津市大字大悟法７５１番地３	0979-33-0557
4	泰生の里介護保険プランニングセンター宇佐	宇佐市大字山下２１００番地	0978-33-0331
5	居宅介護支援事業所　わかば	福岡県築上郡上毛町大字西友枝 1938 番地 1	0979-72-4550
6	介護相談センターリンク	中津市大字鍋島 828 番地 1 VillageC	0979-64-7069
7	リハケアサポート	中津市大貞 371 番地 129	0979-64-9551
8	介護相談センターやまと	中津市中央町二丁目 3 番 2 号	0979-62-9515
9	たけや内科胃腸科医院	福岡市南区大橋 1-21-10	092-512-2731

医療法人　三光会
中津市地域包括支援センター三光園

７．損害賠償

支援センター及び委託事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。但し、支援センター及び委託事業者の責めに帰すべき理由によらない場合には、この限りではありません。　＊契約書第１２条参照

８．虐待防止のための措置

支援センター職員は、利用者の人権の擁護及び虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

一　虐待の防止に関する責任者の設定

二　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

三　その他虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針の整備等含む）

四　相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく、介護職員等も利用できること

２　利用者又は、他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならず、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

３　事業所は、サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力します。　＊契約書第１３条参照

９．個人情報

業務上知り得た利用者等の個人情報は、正当な理由がない限り秘密を保持します。

また、利用者等の個人情報を用いる場合は、利用者等の同意を得ます。

＊契約書第１４条参照

１０．緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、医師、救急隊、利用者の家族等へ連絡し、必要な処置を講じます。

１１．苦情及びハラスメントの受付について（契約書第１６条参照）

支援センター及び委託事業者に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受付けます。

受付機関	電話番号
大分県国民健康保険団体連合会	097-534-8475
大分県福祉サービス運営適正化委員会（大分県社会福祉協議会）	097-558-0301
中津市介護長寿課	0979-22-1111
中津市地域包括支援センター三光園	0979-53-9820

１２．医療と介護の連携の強化について

指定介護予防支援の提供の開始に当たり、病院や診療所に入院する際は、担当職員の氏名及び連絡先等を入院先医療機関に伝えるように利用者等に協力を求めます。

重要事項説明確認書（同意書）

令和　　年　　月　　日

サービス計画の提供の開始に際し、「中津市地域包括支援センター三光園」重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者名（委託）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

説明者職名＿＿＿＿＿＿＿＿　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

私は、「中津市地域包括支援センター三光園」重要事項説明書に基づいて支援センターもしくは委託事業者から重要事項の説明を受けて、理解し同意しました。

利用者

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

利用者家族または代理人

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿（続柄）＿＿＿＿＿㊞

〈重要事項説明書付属文書〉

１．サービス提供における支援センターの義務

支援センターでは、利用者等に対してサービスを提供するにあたり、次のことを守ります。

① 利用者等に提供したサービス計画等について記録を作成し、完結の日から５年間保存するとともに、利用者等の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

＊契約書第６条参照

② 支援センター及び委託事業者、担当は、サービス計画を提供する上で知り得た利用者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩（ろうえい）しません。

（守秘義務）

＊契約書第１４条参照

２．損害賠償について

支援センター及び委託事業者の責任により利用者に生じた損害については、支援センター及び委託事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、利用者等に故意又は過失が認められる場合は、利用者の置かれた心身の状況を斟酌（しんしゃく）して相当と認められる時に限り、支援センター及び委託事業者の損害賠償額が減じる場合があります。

＊契約書第１２条参照

３．サービス利用をやめる場合

契約の期間は、契約締結日から契約終了日までです。但し、介護予防支援については、認定有効期間の満了日（満了日が更新された場合は変更後の認定有効期間の満了日）までとします。

契約期間中に、以下のような事由に該当する状況に至った場合、支援センターとの契約は終了します。

① 利用者が死亡・転出したとき
② 利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
③ 支援センターから契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
④ 利用者が介護保険施設等へ入所した場合
⑤ 利用者が要介護（介護１～５）認定を受けたとき

＊契約書第９条参照

医療法人　三光会
中津市地域包括支援センター三光園

（１）利用者から契約の解除の申し出

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の１ヵ月以上前までに解約の申し出をして下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

① 支援センターが正当な理由なく、介護保険法等関係法令及びこの契約書に定めた事項を順守せずにサービスの提供を怠ったとき

② 支援センターが第１４条に定める秘密保持に違反したとき、事業を継続する見通しが困難になった場合。

③ 支援センターが故意又は過失により利用者等の身体・財産・信用を傷つけ、又は著しい不信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事実が認められる場合

＊契約書第１０条参照

（２）支援センター及び委託事業者から契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

① 利用者等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

② 利用者等が、故意又は重大な過失により支援センター及び委託事業者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（主な具体的な行為については下記に記載）

1. 事業所の職員に対して行う、飲酒の強要、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為
2. パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、カスタマーハラスメント等のハラスメント行為
3. 支援センター職員に対して、許可なく写真や動画の撮影、又は録音等をすること、それらをインターネット等に掲載すること

＊契約書第１１条参照

個人情報使用同意書

私（利用者及び利用者家族等）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

１．使用目的

私のサービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために行うサービス担当者会議、地域ケア会議、事業者間の連絡調整等に必要とするため。

２．使用条件

（１）個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないように細心の注意を払うこと。

（２）個人情報を使用した会議名、参加者、内容等を記録すること。

（３）個人情報の使用期間は、契約書第２条の契約期間とする。

令和　　年　　月　　日

中津市地域包括支援センター三光園　あて

委託事業者　あて

利　用　者

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

利用者家族または代理人

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（続柄）＿＿＿＿＿＿＿㊞